



長野県告示第390号

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

第2の表の1 間伐等森林整備促進対策事業の項中「(1) 市町村」の次に「、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人、林業公社、施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立し、かつ、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表している事業者をいう。以下同じ。）又は流域森林・林業活性化センター」を加え、「又は森林整備法人」を「、分収林特別措置法第9条第2号に規定する森林整備法人、林業公社、施業受託者又は流域森林・林業活性化センター」に改める。

第13中「(市にあっては」を「(木曽郡にあっては木曽農林振興事務所とし、市にあっては」に、「する地方事務所」を「する地方事務所とする」に、「塩尻市」を「塩尻市及び安曇野市」に、「北信地方事務所」を「北信地方事務所とする。」に改める。

林業振興チーム



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 R e p a y

3 代表者の氏名

柴 田 文 子

4 主たる事務所の所在地

下伊那郡高森町山吹8399番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般地域住民に対して、家庭内の夫婦、親子

が円滑に関係を築く為の援助をする目的の事業を行い、社会生活に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お仕事チーム

3 代表者の氏名

江 村 喜 明

4 主たる事務所の所在地

長野県北佐久郡御代田町大字塩野895番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人たちに対して、協働での仕事つくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組みつくり・組織つくりをし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エイデン飯田座光寺店

飯田市座光寺3727-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社エイデン

愛知県名古屋市中村区名駅4-22-21

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻